

身延町母子保健計画（素案）に関する意見募集の結果について

- 意見募集は終了しました。
- 令和4年2月16日(水)から2月28日(月)の期間、意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

【実施したパブリック(意見募集)の内容は次のとおりでした】

■趣旨

身延町では、平成20年度から平成24年度までは健康増進計画（第1次）、平成25年度から令和4年度までは、健康増進計画（第2次）の中に母子保健計画として位置付けてきました。平成30年度から子育て支援課に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期から出産、乳幼児期、学童、思春期にかけてのライフステージにおいて切れ目ない支援を継続できるよう、計画的な事業の実施、関係機関との連携強化等を積極的に行ってきました。

母子保健における課題の要因として、子育てに関する価値観の多様化、核家族化、働く女性の増加、経済格差、家族の複雑な健康状態等多くが関係し、子どもの成長発達における支援、親の養育能力不足への支援、子ども虐待予防、経済的自立に向けた支援等多岐にわたる課題が明らかになっています。そのため身延町母子保健計画の策定を進めています。

この度、本計画の素案がまとまりましたので、広く町民の皆様のご意見やご要望を計画に反映すべく、パブリックコメント（住民意見）を募集いたします。

■身延町母子保健計画（案）及び意見書

- ・身延町母子保健計画（案）
- ・身延町母子保健計画（案）に対する意見書（別紙1）

■意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方。
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

■意見募集期間

令和4年2月16日(水)～2月28日(月)

■意見の提出方法

住所、氏名、ご意見等を明記し、直接公表場所にご持参または郵送いただくか、Eメール (hoiku@town.minobu.lg.jp) で身延町役場子育て支援課へ提出してください。なお、住所、氏名の記載がないものは取扱いしません。

■記載要領

1. 「氏名」、「住所」欄は必ずご記入ください。氏名、住所などの個人情報を公表することはありません。
2. 「項目・意見」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見の主旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見として取り扱うことが難しい場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することがあります。

■公表の方法

町ホームページ、子育て支援課、身延支所、下部支所、久那土出張所、古関出張所

■意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日町ホームページで公表します。(ご意見に対して個別に回答は行いません。)

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名を明記していないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの

■提出先・問い合わせ先

子育て支援課 母子保健担当

住所 〒409-3304 南巨摩郡身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内

電話番号 0556-20-4580 E-mail / hoiku@town.minobu.lg.jp